

桜井市老人保健福祉計画及び第 10 期介護保険事業計画策定支援業務委託仕様書

1 業務名

桜井市老人保健福祉計画及び第 10 期介護保険事業計画策定支援業務

2 業務の目的

老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）及び介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）に基づき、令和 9 年度から令和 11 年度までを計画期間とする桜井市老人保健福祉計画及び第 10 期介護保険事業計画（以下「第 10 期介護保険事業計画」という。）を策定することを目的とする。

なお、共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和 5 年法律第 65 号）に基づく認知症施策推進計画を包含するものとする。

3 委託期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで

4 業務内容

本業務において、第 10 期介護保険事業計画策定に向けたアンケート調査及び第 10 期介護保険事業計画策定を行うものとする。業務の内容は、おおむね以下のとおりを想定しているが、委託契約締結時に桜井市及び受託者双方の協議により確定する。また、国が示す予定の第 10 期介護保険事業（支援）計画策定方針等により、業務内容は追加又は変更することがある。

なお、仕様書は業務成果として求める最低限の仕様を標準として示すものであり、これを上回る企画提案を妨げるものではない。

(1) 第 10 期介護保険事業計画策定に向けたアンケート調査支援業務

ア 調査の目的、内容等

現状施策の進捗状況把握、地域の特性等の把握及び第 10 期介護保険事業計画における重点施策検討等の基礎資料とするため、次のアンケート調査を実施する。

(ア) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

目的	日常生活圏域ごとに、要介護状態になるリスクの発生状況、各種リスクに影響を与える社会参加等の日常生活の状況を把握し、地域の抱える課題を特定する。
調査対象者	一般高齢者、介護予防・日常生活支援総合事業対象者及び要支援者
配布数	2,000 票
前回調査回収率	67.4%

(イ) 在宅介護実態調査

目的	必要とする介護の内容、今後の支援・サービスの利用意向を把握し、要介護者の在宅生活の継続、介護者の就労継続に有効なサービスのあり方、サービス基盤整備の方向性等を検討する。
調査対象者	要支援・要介護認定者
配布数	1,000 票
前回調査回収率	57.2%

イ 調査の方法

郵送調査（郵送配布・郵送回収）

ウ 桜井市と委託者の役割分担

(ア) 桜井市

調査対象者の抽出及びあて名ラベルの作成

(イ) 受託者

a 調査票の設計等

調査票の設計・印刷

b 調査票の発送、回収等

調査票送付用・返信用封筒の作成、あて名ラベルの貼り付け、返信用封筒の開封、調査票の回収

c 調査票の回収率向上

調査票の回収率の向上に係る工夫

d 調査票の発送及び返送に係る郵送料

調査票の発送及び返送に係る郵送料の負担

e 調査票の集計、分析及び課題抽出

回収した調査票の入力及び集計作業

単純集計、日常生活圏域別集計・属性集計、クロス集計等に基づく分析及び課題抽出を行う。分析については、前回調査結果との比較も行う。

f 「地域包括ケア「見える化」システム」へのデータ登録

上記内容の「地域包括ケア「見える化」システム」へのデータ登録

g アンケート調査結果報告書の作成等

集計及び分析結果等に基づくアンケート調査結果報告書の作成

アンケート調査結果報告書を作成する際は、得られた内容を整理・分析し、グラフ、クロス集計表等を用いて視覚化し、分かりやすいものとするよう努める。

(2) 第 10 期介護保険事業計画策定支援業務

ア 高齢者を取り巻く現状分析及び課題の整理等

桜井市の人口、第 1 号被保険者数、要支援・要介護認定者数、介護保険サービス利用等の状況、令和7年度に実施した実態調査の報告書等の資料を活用し、桜井市における現状を分析・整理し、課題の抽出を行う。

イ 介護保険サービス見込量、保険給付費、介護保険料水準の推計

桜井市老人保健福祉計画及び第9期介護保険事業計画の実施状況を踏まえたうえで、課題整理、施策の検討、提言等を行い、令和9年度から令和11年度までの介護保険サービス見込量、保険給付費、介護保険料の水準を推計し、中長期的な視野に立った施策の検討、提言等を行う。

ウ 量的推計及び「地域包括ケア「見える化」システム」への入力

上記を踏まえたうえで、第10期介護保険事業計画における量的推計等（将来人口推計、介護保険サービス見込量、介護保険料基準額算定等に関する資料作成を含む）を行い、その結果を「地域包括ケア「見える化」システム」に入力する。

エ 「地域包括ケア「見える化」システム」を活用した比較分析等

「地域包括ケア「見える化」システム」を活用して、桜井市における介護保険事業関連のデータ等について、全国、奈良県、近隣自治体、類似自治体等と比較することにより、桜井市の特徴を確認し、施策の立案につなげる。

オ 介護保険制度改正の動向把握、課題の整理等

全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議の要約版作成等、介護保険制度改正の動向把握及び課題整理を行い、第10期介護保険事業計画に反映させる。

カ 先進事例に関する情報提供

地域包括ケアシステムを深化・推進するうえで、桜井市の地域課題、地域資源等、地域の実情に応じた全国市町村の先進事例に関する情報提供を行う。

キ 認知症施策推進計画

認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とした共生社会の実現を推進するための認知症基本法第 13 条第 1 項において、市町村が策定するよう努めなければならないとされている認知症施策推進計画について、第 10 期介護保険事業計画内で策定を行う。

ク パブリックコメントの実施

パブリックコメントの実施にあたって、資料作成、意見集約、分析、回答等に係る支援を行い、その結果を計画（最終案）に反映させる。

ケ 第 10 期介護保険事業計画本編及び概要版の印刷製本

確定した第 10 期介護保険事業計画本編及び概要版の印刷製本を行う。

(3) 桜井市介護保険運営協議会の運営支援業務

ア 開催回数（予定）

介護保険運営協議会について、令和7年度は1回、令和8年度は3回の開催を予定している。

イ 内容

受託者は、介護保険運営協議会の運営支援にあたり次の事項を実施する。

- (ア) 介護保険運営協議会に用いる資料の作成
- (イ) 介護保険運営協議会における資料に基づく説明
- (ウ) 介護保険運営協議会における助言、提言等
- (エ) 介護保険運営協議会における議事録の作成
- (オ) 国、奈良県及び他市町村からの第10期介護保険事業計画関連情報の収集等
- (カ) その他、桜井市が指示する事項

5 業務スケジュール（案）

(1) 令和7年度

時期	内容
令和7年8月中旬から令和8年1月上旬まで	アンケート調査票等内容検討・作成
令和7年11月下旬	令和7年度介護保険運営協議会
令和8年1月中旬	アンケート調査票等確定・印刷 アンケート調査票発送準備
令和8年1月下旬から令和8年2月上旬まで	アンケート調査実施
令和8年2月中旬から令和8年3月下旬まで	アンケート調査票集計・分析 アンケート調査結果報告書作成
令和8年3月下旬	アンケート調査結果報告書等納品

(2) 令和8年度

時期	内容
令和8年4月上旬から令和8年6月下旬まで	第10期介護保険事業計画の基本方針 （骨子案）作成
令和8年7月上旬	令和8年度第1回介護保険運営協議会
令和8年7月上旬から令和8年12月中旬まで	第10期介護保険事業計画（素案）作成 第10期介護保険事業計画の量的推計等

令和 8 年 10 月下旬	令和 8 年度第 2 回介護保険運営協議会
令和 8 年 12 月中旬から令和 9 年 1 月中旬まで	パブリックコメントの実施
令和 9 年 1 月下旬	パブリックコメントの結果公表
令和 9 年 2 月上旬	第 10 期介護保険事業計画（最終案）作成 介護保険料基準額最終算定等
	令和 8 年度第 3 回介護保険運営協議会
令和 9 年 3 月下旬	第 10 期介護保険事業計画決定 介護保険条例改正 第 10 期介護保険事業計画本編等納品

6 成果物

電子データは、桜井市が編集可能なデータ形式（Microsoft Word、Microsoft Excel、Microsoft PowerPoint 等）とすること。

(1) 第 10 期介護保険事業計画策定に向けたアンケート調査支援業務

- (ア) アンケート調査票
- (イ) 回収したアンケート調査票の入力データ
- (ウ) アンケート調査結果報告書
- (エ) 上記（ア）から（ウ）までに係る電子データ一式

(2) 第 10 期介護保険事業計画策定支援業務

- (ア) 第 10 期介護保険事業計画の基本方針（骨子案）
- (イ) 第 10 期介護保険事業計画（素案）
- (ウ) 第 10 期介護保険事業計画（最終案）
- (エ) 第 10 期介護保険事業計画（完成版）
 - a 第 10 期介護保険事業計画本編の印刷・製本

規格	部数
A4 判 100 頁程度 本文 1 色刷り レザック表紙	100 部

- b 第 10 期介護保険事業計画概要版の印刷・製本

規格	部数
A4 判 8 頁程度 フルカラー コート紙	200 部

- (オ) 上記（ア）から（エ）までに係る電子データ一式

(3) 桜井市介護保険運営協議会の運営支援業務

- (ア) 介護保険運営協議会に用いた資料
- (イ) 介護保険運営協議会における議事録
- (ウ) 上記(ア)から(イ)までに係る電子データ一式

7 業務上の留意事項

- (1) 着実な業務進行がなされるよう工程管理を的確に行わなければならない。
- (2) 受託者は、業務を円滑に遂行するため桜井市と緊密な連携を行い、必要に応じて随時、打ち合わせを行い、助言、提案等の支援を積極的に行わなければならない。また、打ち合わせ内容を確認するため、その都度、議事録を作成し、桜井市の承認を得るものとする。
- (3) 本業務の目的として作成された成果物の著作権は、すべて桜井市に帰属するものとする。また、本業務の実施に伴い作成された成果物、資料、情報等は、桜井市の許可なく公表、貸与、使用、複写等をしてはならない。
- (4) 本業務完了後においても、成果物に瑕疵が発見された場合は、受託者は桜井市の指示に従い必要な処置を自らの責任において行わなければならない。
- (5) 国及び県に対する報告等の必要がある場合は、桜井市が指示する時期に的確な対応をしなければならない。
- (6) 受託者は、業務の実施にあたり個人情報保護のため別紙に掲げる「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- (7) 本業務の履行の結果、受託者の責めに帰すべき理由により桜井市又は第三者に対し損害を与えた場合は、その賠償の責めを負うものとする。
- (8) 仕様書に定めのない事項、若しくは疑義が生じた場合、又は仕様書により難い事由が生じた場合は、桜井市と速やかに協議し、その指示に従うものとする。
- (9) 業務本体の再委託は禁止とする。ただし、桜井市の許可を得た場合に限り、業務の一部の再委託は可能とする。なお、この場合において受託者はその一切の責任を負うものとする。

8 問い合わせ先

担当課・係	桜井市役所 福祉保健部 高齢福祉課 介護保険係
郵便番号	〒633-8585
住所	奈良県桜井市大字栗殿 432 番地の 1
電話番号	0744-42-9111 (内線 2163)
FAX番号	0744-48-5175